様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　7月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃこさかこうむてん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社小坂工務店  （ふりがな）こさか　ひとし  （法人の場合）代表者の氏名 小坂　仁志  住所　〒033-0036  青森県三沢市南町四丁目31番地3469号  法人番号　4420001011413  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸの取り組み  「株式会社小坂工務店のＤＸ推進トップメッセージ」 | | 公表日 | 2024年12月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：1.DX取り組み方針  　　　　　2.経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | 「1.DX取り組み方針」より  昨今の少子高齢化や働き方改革の進展に伴い、建設業界は大きな変革の時を迎えています。特に、長時間労働が敬遠される中での労働力確保や、工業系エンジニアの不足といった課題は、すでに喫緊の避けて通れない問題です。  小坂工務店では、目の前に突き付けられる課題の解決にデジタル技術の活用、すなわちＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進より対応することを決定。これにより私たちは柔軟で効率的な働き方を実現し、労働環境の改善を図るとともに、地域の協力業者や関係者との連携を強化していきます。  デジタル技術を活用したプロジェクト管理の効率化や、リモートワークの導入による柔軟な働き方の実現を目指しています。また、建設現場におけるデジタルツールの活用により、現場の安全性と生産性を向上させることを目指しています。これにより、発注者、設計者、施工者が一体となってプロジェクトを進める新しい発注形態にも柔軟に対応できる体制を整えてまいります。  「2.経営ビジョン」より  当社では核となる建設事業を基軸に、ITの高度化とデータに基づく経営によって付加価値を見出し、補完する新しい産業やサービスを自ら推進して競争力を高め、地域雇用を維持して社会に選ばれる企業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ＤＸの取り組みは取締役会で決定された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸの取り組み  「株式会社小坂工務店のＤＸ推進トップメッセージ」 | | 公表日 | 2024年12月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：５.具体的なＤＸ戦略の実施計画 | | 記載内容抜粋 | ①コミュニケーション力を高めるDX戦略の実施計画  ・工事文書管理システムをメインとする工事データベースの構築・導入・活用拡大における情報共有と分析利用  ・デジタルツールを活用したコミュニケーションシステムによる社内、顧客、協力会社とのプロセス改善とシステムの開発・導入  ②提案力を高めるDX戦略の実施計画  ・BIM(REVIT)を用いてメンテナンスに対応できる工事データの作成・蓄積とモデリングによる提案、自社設計案件への活用  ・BIMエンジニアの育成  ③事業基盤を強固なものとするDX戦略の実施計画  ・工事管理プロセス・経営情報管理プロセスの改善プロジェクトの推進  ・安全衛生協力会を通じた教育等による協力会社のDX推進とIT連携の強化  ・ドローン操縦者の育成  ・ISO27001からNIST SP 800-171へセキュリティ対策の確立と、適用範囲の拡大 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ＤＸの取り組みは取締役会で決定された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：「4.ＤＸ推進体制の構築」  　　　　　「6.ＤＸ推進のロードマップ」 | | 記載内容抜粋 | ＜体制・組織＞  「4.ＤＸ推進体制の構築」より 代表取締役よりＤＸの特命を受けた既存組織である「改善推進室」をメインに配置した。各事業部門のＤＸ課題を吸い上げ、ＤＸ推進を企画・計画化し、事業部門と共に実施していく。また、全社及び業務横断的な社内改革は、プロジェクト組織化。  ＜人材育成・確保＞  「6.ＤＸ推進のロードマップ」より ・会社全体のデジタルリテラシー向上の為ＩＴ基礎教育の実施  ・部門ＤＸ推進・セキュリティ人材育成のため、研修体制の整備を行い強化  ・ＢＩＭエンジニアやドローン操縦者など専門人材の育成と高度人材の育成・強化を行う。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：「6.ＤＸ推進のロードマップ」 | | 記載内容抜粋 | 以下の各項目について、整備期・拡充期・充実期の３期編成で計画。  「デジタル化」  ・工事・経営情報管理プロセス改革  ・統合工事管理システム導入  ・コミュニケーションツール導入  「環境整備」  ・工事管理体制改革  ・ＢＩＭサーバ導入  ・ドローン機体導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸの取り組み  「株式会社小坂工務店のＤＸ推進トップメッセージ」 | | 公表日 | 2024年12月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：7.ＤＸ推進プロジェクト達成を図る指標(KPI) | | 記載内容抜粋 | ≪コミュニケーション力を高めるＤＸ戦略≫  ①工事データベースを活用した分析レポートの作成件数：四半期３件以上  ②Web会議システムの利用率：社内会議80％以上  ③コミュニケーションツールによる意思決定時間の短縮率：40％以上  ≪提案力を高めるDX戦略≫  ④BIMエンジニア人材育成：技術職員数40％以上  ≪事業基盤を強固なものとするDX戦略≫  ⑤工事進捗報告のデジタル化率：100％  ⑥協力会社のデジタルツール導入率：80％以上  ⑦ドローン民間操縦資格保有者数：6名以上  ⑧ドローン国家資格保有者数：2名以上  ⑨セキュリティ対策/NIST SP 800-171対応項目の達成率：100％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月16日 | | 発信方法 | https://kosakagc.co.jp/dx/  記載箇所：株式会社小坂工務店のＤＸ推進トップメッセージ | | 発信内容 | 当社代表取締役がＤＸ推進について以下の内容で発信。  これまでもデジタル化は進めておりましたが、顧客との情報共有をより円滑にし、またデータに基づく経営を行うことで新たな競争力を獲得していきます。  私たちの存在価値は、地域と共にあります。地域の発展と振興、より良い暮らしの実現は、私たちの成長に直結すると信じています。環境問題や資源の制約、技術者不足といった課題に対しても、建設事業を基軸に新しい産業やサービスを推進して、ITの高度化とデータに基づく経営で競争力を高めながら地域住民との関わりを維持し、地域に選ばれる企業を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ICT委員会(2003年～継続中)、デジタル化推進プロジェクト（2020年～継続中)、それぞれの会議の中で各部門・会社における課題を把握しています。社長が同席されている常務会にて、現状の課題・取組み計画や取組み結果等を報告し、アドバイスや新たな課題を提示頂いています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2021年10月16日にSECURITY ACTION自己宣言（二つ星）を宣言。  また当社が取り扱う情報資産の管理・対策の方針として「ISO27001情報セキュリティ方針」を公表している。  https://kosakagc.co.jp/iso/  対策としては、情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール訓練、リテラシー向上の為の情報発信、脆弱性情報収集・対策を講じ社内展開。会社用ＰＣやモバイル端末は全て会社支給とし、ＶＰＮ接続にて安全性を保っています。全ての端末にはウイルス対策ソフト・ファイアウォール等を実装しセキュアな環境を構築。併せて、各自による毎日のEmocheck、毎月の情報セキュリティチェックを実施しＯＳやアプリの最新状況、ウイルス対策ソフトの有効性等、対策に不備がないか確認しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。